

## 三重県指定構造計算適合性判定機関委任基準

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、知事が指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）に法第18条の2第4項において読み替えて適用する法6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を行わせること（以下「委任」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### 第1 用語の定義

この基準において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、建築基準法に基づく指定資格検査機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）及び指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成27年3月2日国住指第4540号。以下「準則」という。）において使用する用語の例による。

### 第2 委任要件

判定の委任を受ける者は、三重県内の建築物に係る判定の業務について、次に掲げる要件に適合するものとする。

#### 1 業務区域

三重県内全域を業務区域とすること。

#### 2 業務範囲

別表第1（い）欄各項に掲げる業務のうち1以上を行うこと。ただし、判定の委任を受ける者の体制等に応じて、判定の業務範囲を限定することができるものとする。

#### 3 判定の業務を行う事務所の所在地

判定の業務を行う事務所の所在地は、別表第1（い）欄に掲げる業務の種別に応じ、同表（ろ）欄の当該各項に掲げる場所とする。

#### 4 構造計算適合性判定員の確保

別表第1（い）欄(1)項に掲げる業務を三重県内で行う判定機関は、県からの指導、機関の管理及び申請者からの相談等に的確に対応するため、判定の業務を行う事務所（三重県内に複数ある場合はそれぞれの事務所）に常勤の判定員（判定機関に専任の職員で、かつ、判定の業務に週3日以上専ら従事する者に限る。）を1名以上置くこと。

#### 5 業務統括責任者

本県の業務を統括する責任者が定められていること。

#### 6 専門的な識見を有する者の選任

法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第3項及び第18条第6項に規定する専門的な識見を有する者をあらかじめ選任すること。

## 7 判定手数料

判定に係る手数料の額は、三重県手数料条例（平成12年三重県条例第4号）別表第14に定める額以上で、かつ、著しく乖離しない額とすること。

## 8 業務規程への記載

前各項（第3項を除く。）に掲げる内容について、判定機関の業務規程に記載されていること。

## 第3 委任手続

- 1 第2の委任要件に適合すると認める機関は、別表第1（い）欄に掲げる業務の種別を示したうえでこの基準に適合していることが確認できる書類（業務規程その他適合を確認するために必要な書類）を提出することができる。
- 2 前項の書類の提出があった場合、県がこの基準に適合していることを確認したときは、委任の公示を行うとともに業務の開始日等を当該機関に通知する。ただし、判定の申請者の利便が損なわれる等の理由により委任をすることが適当でないと判断する場合は、その旨を通知する。

## 第4 報告等

- 1 判定機関は、毎年度初めに、県内物件の前年度の判定件数、判定日数、この基準への適合状況、その他県が必要と認める事項について、報告を行うこと。
- 2 判定機関は、第2の委任要件に係る事項に変更が生じた場合は、遅滞なく県に報告すること。
- 3 判定機関は、業務の変更等により第2の委任要件に適合しなくなる場合は、7か月前までに県に報告すること。
- 4 判定機関は、県からの会議等への出席又は協議等に対し、誠実に対応すること。
- 5 判定機関は、第2第2項ただし書その他のやむを得ない理由により構造計算適合性判定申請を引き受けできない場合は、判定の業務の種別に応じ、それぞれ次のとおり対応すること。
  - ① 別表第1（い）欄（1）項に掲げる判定の業務の種別に係る場合  
申請者に対し、引き受けできない旨を証する書面を交付するとともに、その写しを県に提出すること。
  - ② 上記以外の場合  
申請者の求めに応じ、引き受けできない旨を証する書面を交付すること。

## 第5 委任の取り消し

県は、判定機関の業務がこの基準に適合していないと認める場合には、その委任を取り消し、又は法第77条の35の19第2項による業務の全部若しくは一部の停止命令その他必要な措置を講じるものとする。

(附則)

1 この基準は、平成27年6月1日から施行する。

(附則)

1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 判定の業務の種別及び判定を行う事務所の所在地 (第2関係)

	(い)	(ろ)
	判定の業務の種別	判定の業務を行う事務所の所在地
(1)	全ての建築物に係る判定の業務	三重県内
(2)	一の構造計算適合性判定申請に、政令第81条第2項第一号ロに定める構造計算による建築物又は建築物の部分を含む判定の業務	全国
(3)	一の構造計算適合性判定申請に、県内に業務を行う事務所を置く判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物又は建築物の部分を含む判定の業務	全国
(4)	一の構造計算適合性判定申請に、判定対象部分の床面積が5千平方メートルを超える建築物若しくは建築物の部分を含む判定の業務又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る判定の業務	中部及び近畿圏内(※)

※ 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、長野県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県